

平成22年8月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 西元善秀

平成21年(ワ)第37999号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年6月25日

判 決

原 告

同 訴訟代理人弁護士 田 中 庄 司

同 訴訟復代理人弁護士 若 松 利 行

同 柴 田 大 祐

東京都品川区東品川二丁目3番14号

被 告

C F J 合 同 会 社

同 代表者代表社員

C F J ホールディングス

株 式 会 社

同 職務執行者

パール・オースティン・ヘイズ

同 訴訟代理人支配人

山 本 圭 一

主 文

- 1 被告は、原告に対し、159万1289円及び内金154万6006円に対する平成21年8月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、これを5分し、その3を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

被告は貸金業者であり、原告は、被告との間で、金銭の借入と返済を反復する金銭消費貸借取引をしていた。

(2) 取引の概要

ア 取引期間

平成14年5月7日から平成21年8月3日まで

イ 取引の経過

別紙「原告計算書」記載のとおり

(3) 不当利得

原告の被告との取引は、一連の取引であり、利息制限法所定の制限利率を適用して計算すると、別紙原告計算書のとおり、被告と原告との取引の終了時において、154万6006円の過払金（元本）が生じており、被告は、これを法律上の原因なく取得している。

(4) 悪意の受益者

被告は、貸金業者であるところ、原告との取引について貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「旧貸金業法」という。）43条1項に定めるいわゆるみなし弁済についての十分な主張立証をしていないので、利息制限法所定の制限利率を超過する利息を受領することについて悪意であったといえることができる。したがって、被告は、原告との間の取引において、過払金が発生した時点からこれに対する民法所定の年5分の利息を付して返還すべきである。

(5) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、159万1289円（過払金元本154万6006円及び取引終了日である平成21年8月3日までの年5分の割合による利息（過払利息）4万5283円の合計）及びうち過払金元本に対する同月4日から支払済みまでの民法所定の年

5分の割合による利息の支払を求める（なお、原告は、当初、276万3638円及び内金268万0450円に対する平成21年8月4日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めたが、これを減縮した。）。

2 請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)から(3)の各事実を認める。

(2) 請求原因(4)は、否認し又は争う。

被告は、旧貸金業法43条の規定の適用があると認識しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについて、やむを得ないといえる特段の事情がある。被告は、旧貸金業法17条、18条に定める書面を交付する業務体制を構築し、これらの書面を交付していたが、みなし弁済の成立要件に関する解釈について、判例が次第に厳格化したという外的な要因によってみなし弁済の成立が否定されるに至ったのであるから、被告には、上記の特段の事情がある。

原告は、過払利息が発生する都度、後に発生した借入債務の弁済に充当されるものとしているが、被告が悪意の受益者であるとしても、その法的根拠はなく、過払利息に対しても法定利息を付する結果となり、民法の予定しない法定重利が発生することとなって不当であるから、過払利息は、過払金元本とは別個に返還請求の対象となると解すべきである。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)から(3)の各事実は、当事者間に争いがない。

2 悪意の受益者について

(1) 貸金業者が利息制限法による制限を超過する部分を利息の弁済として受領したが、その受領について貸金業法43条1項の適用が認められない場合において、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金

を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるというべきである。

もっとも、借主が、利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときは当然に期限の利益を喪失する旨の特約の下で同制限を超過する額の金銭を支払った場合は、特段の事情がない限り、旧貸金業法43条にいう「利息として任意に支払った」ものということとはできないとした最高裁平成18年1月13日判決（以下「平成18年判決」という。）の言渡以前にされた上記のような期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として被告を悪意の受益者と推定することはできないというべきである。

(2) 本件においては、原告と被告との取引における弁済は、平成18年判決の言渡以前にされたものを含むので、これについては、旧貸金業法43条1項の適用要件を満たすものであるかを検討する必要がある。しかし、被告は、単に業務体制を構築してこの要件を満たすような事務処理をしていたと主張するにとどまり、この点について具体的な主張立証をしておらず、ほかに、被告が同項の適用があるとの認識をしており、かつ、そのような認識をするに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があることを基礎付ける事情は認められないから、この特段の事情を認めることはできない。

したがって、被告の原告との取引については、平成18年判決言渡の前後にかかわらず、被告は、過払金の取得について民法704条にいう悪意の受益者であるというべきである。

よって、被告は、民法所定の年5分の割合による利息の支払義務を負う。そして、この支払義務は、過払金が発生した時点で発生すると解するのが相当である。

なお、被告は、過払利息が発生する都度、後に発生した借入債務の弁済に充当されるとすることについて、その法的根拠はなく、過払利息に対しても

法定利息を付する結果となり、民法の予定しない法定重利が発生することとなつて不当である旨主張するが、本件のような借入れと返済を反復する取引においては、貸主である被告と借主である原告との間で、過払利息についても、その発生後に生ずる借入債務の弁済に充当する旨の合意があったと認めるのが合理的である。したがって、被告の前記主張は採用できない。

- 3 以上によれば、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、159万1289円（過払金元本154万6006円並びに取引終了日である平成21年8月3日までの年5分の割合による利息（過払利息）4万5283円の合計）及びうち過払金元本に対する同月4日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めることができるというべきである。

第4 結語

以上によれば、原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁 判 官 白 井 幸 夫

これは正本である

平成 22 年 8 月 27 日

東京地方裁判所民事第 32 部

裁判所書記官 西 元 吉